

広島県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十七年六月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年六月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道千代田八千代線	安芸高田市八千代町向山字島屋ケ丸一〇〇〇一番七六地先から 安芸高田市八千代町向山字島屋ケ丸一〇〇〇六番一地先まで	平成二十七年六月二日